

【計算例】

< 設例 1 >

勤続年数 25 年で退職し、14,223,632 円の退職手当を受けた場合の退職所得に対する所得割の算出。

1. 退職所得控除額の計算

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (25 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 11,500,000 \text{ 円}$$

2. 退職所得の金額

$$(14,223,632 \text{ 円} - 11,500,000 \text{ 円}) \times 1 / 2 = \underline{1,361,816 \text{ 円}}$$

1,000 円未満切り捨て

$$\downarrow$$
$$\underline{1,361,000 \text{ 円}}$$

3. 税額の計算 ※平成 25 年 1 月 1 日以降の退職

(1) 税額

$$\begin{array}{ll} \text{市民税} & \cdots 1,361,000 \text{ 円} \times 6 \% = 81,660 \text{ 円} \\ \text{県民税} & \cdots 1,361,000 \text{ 円} \times 4 \% = 54,440 \text{ 円} \end{array}$$

(2) 端数処理 (100 円未満切り捨て)

$$\begin{array}{lll} \text{市民税} & \cdots 81,660 \text{ 円} & \longrightarrow 81,600 \text{ 円} \\ \text{県民税} & \cdots 54,440 \text{ 円} & \longrightarrow 54,400 \text{ 円} \end{array}$$

※平成 24 年 12 月 31 日までの退職について

税額に対して 10 % の控除が適用されます。

上記 (1) $\times (100 - 10) \%$

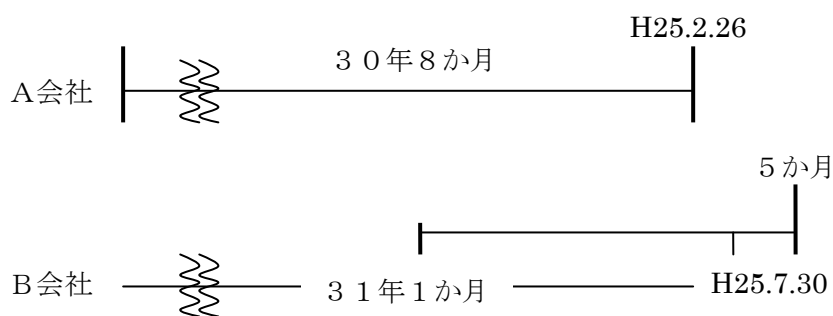
$$\begin{array}{lll} \text{市民税} & \cdots 81,660 \text{ 円} \times 90 \% = 73,494 \text{ 円} & \longrightarrow 73,400 \text{ 円} \\ \text{県民税} & \cdots 54,440 \text{ 円} \times 90 \% = 48,996 \text{ 円} & \longrightarrow 48,900 \text{ 円} \end{array}$$

(100 円未満切り捨て)

< 設例 2 > 同一年中に 2 以上の退職手当を受けた場合

A 会社の退職	退職手当等 3, 2 5 0 万円 退職した日 平成 2 5 年 2 月 2 6 日 勤続年数 3 0 年 8 か月	の場合の分離 課税に係る所 得割額の算出
B 会社の退職	退職手当等 1 5 0 万円 退職した日 平成 2 5 年 7 月 3 0 日 勤続年数 4 年	

※B 会社の法人税法上の役員ではない。



(1) A 会社が徴収する税額

※勤続年数は、30 年 8 か月を切り上げて 31 年となります。

1 退職所得控除額の計算

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (31 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,570 \text{ 万円}$$

2 退職所得の金額

$$(3,250 \text{ 万円} - 1,570 \text{ 万円}) \times 1/2 = 840 \text{ 万円}$$

3 退職所得に係る所得割額

	(課税退職所得金額)	(税率)	
市民税 …	840 万円	× 6%	= 504,000 円
県民税 …	840 万円	× 4%	= 336,000 円

(2) B 会社が徴収する税額

(注) B 会社が徴収する税額は、その年中に支払を受けた退職手当等に係る所得割額の総額から、A 会社において、既に徴収された税額を差し引いた額となります。

1 退職所得控除額の計算

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (32\text{年} - 20\text{年}) = 1,640\text{万円}$$

※勤続年数は、A会社の退職手当等に係る勤続期間30年8か月にB会社の退職手当等に係る勤続期間と重複していない期間5か月を加えると31年1か月となりますから、切り上げて32年となります。

2 退職所得の金額

$$(3,400\text{万円} - 1,640\text{万円}) \times 1/2 = 880\text{万円}$$

※退職所得の金額は、A会社の退職手当等3,250万円にB会社の退職手当等を加えた3,400万円となります。

3 退職所得に係る所得割額

1) 退職所得の分離課税に係る所得割額

(課税退職所得金額) (税率)

$$\text{市民税} \cdots 880\text{万円} \times 6\% = 528,000\text{円}$$

$$\text{県民税} \cdots 880\text{万円} \times 4\% = 352,000\text{円}$$

2) B会社が徴収する税額

	$\left(\begin{array}{c} \text{その年中に} \\ \text{収める税額} \end{array} \right)$		$\left(\begin{array}{c} \text{A会社が徴収} \\ \text{した税額} \end{array} \right)$		$\left(\begin{array}{c} \text{B会社が徴収} \\ \text{する税額} \end{array} \right)$
市民税	528,000円	－	504,000円	=	24,000円
県民税	352,000円	－	336,000円	=	16,000円